

医発0519第7号
老発0519第1号
保発0519第1号
令和5年5月19日

都道府県知事
市町村長
特別区長
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
国民健康保険中央会理事長

殿

厚生労働省医政局長
〔公印省略〕

厚生労働省老健局長
〔公印省略〕

厚生労働省保険局長
〔公印省略〕

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等
の一部を改正する法律」の公布について（通知）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）については、本日公布され、順次施行することとされたところです。

改正の趣旨及び改正法の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、市町村による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

第2 改正法の主な内容

1 健康保険法（大正11年法律第70号）の一部改正

(1) 出産育児交付金等に関する事項

ア 全国健康保険協会（(2)において「協会」という。）は、5の(4)のイの出産育児関係事務費拠出金の納付に関する業務を行うものとする。こと。（第7条の2第3項関係）

イ 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用（健康保険法第101条の政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、5の(4)のウの出産育児交付金をもって充てるものとする。こと。（第152条の2関係）

ウ イの出産育児交付金の額の算定方法その他所要の規定の整備を行うものとする。こと。（第152条の3から第152条の6まで、第160条第3項及び附則第4条の3関係）

(2) 前期高齢者納付金等に関する事項

国庫は、協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、療養の給付等に要する費用の額（調整対象給付費見込額の3分の1に相当する額を除く。）、前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に健康保険法第153条第1号に掲げる額と同条第2号に掲げる額に対する割合を乗じて得た額等の合算額に1000分の130から1000分の200までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額等を補助するものとする。こと。（第153条及び第154条第1項関係）

(3) 支払基金等への事務の委託に関する事項

保険者は、健康保険法第205条の4第1項の規定により同項第2号又は第3号に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）に委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第1条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるもの及び介護保険法（平成9年法律第123号）第3条の規定により介護保険を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）と共同して委託するものとする。こと。（第205条の4第2項関係）

(4) 健康保険組合に対する交付金に関する事項

国は、政令で定めるところにより、健康保険組合連合会に対し、政令で定める健康保険組合に対する交付金の交付に要する費用について、予算の範囲内で、その一部を負担するものとする。 (附則第2条の2関係)

(5) 退職者給付拠出金の経過措置に関する事項

退職者給付拠出金の経過措置に係る規定を削除するものとする。 (改正前附則第4条の3関係)

(6) その他所要の改正を行うこと。

2 船員保険法 (昭和14年法律第73号) の一部改正

(1) 出産育児交付金等に関する事項

5の(4)のウの出産育児交付金及び5の(4)のイの出産育児関係事務費拠出金 (3の(2)及び4の(1)において「出産育児交付金等」という。) について、1の(1)に準じた改正を行うこと。 (第112条第2項、第112条の2、第121条第2項及び附則第8条関係)

(2) 支払基金等への事務の委託に関する事項

支払基金等への事務の委託について、1の(3)に準じた改正を行うこと。 (第153条の10第2項関係)

(3) 退職者給付拠出金の経過措置に関する事項

退職者給付拠出金の経過措置について、1の(5)に準じた改正を行うこと。 (改正前附則第7条関係)

(4) その他所要の改正を行うこと。

3 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) の一部改正

(1) 損害賠償請求権等に関する事項

ア 都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保するため、広域的又は専門的な見地から必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、市町村から委託を受けて、当該市町村が国民健康保険法第64条第1項の規定により取得した同項の請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務の全部又は一部を行うことができるものとする。 (第64条第3項関係)

イ アの都道府県は、国民健康保険法第64条第1項の規定により取得した同項の請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険団体連合会 (5)に

において「連合会」という。) であって厚生労働省令で定めるものに委託することができるものとする。 (第 64 条第 4 項関係)

ウ 国は、アの都道府県に対し、アの事務が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (第 64 条第 5 項関係)

エ 市町村は、必要があると認めるときは、被保険者の保険給付を受けた事由が第三者の行為によって生じたものであることを確認するために必要な事項につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができるものとする。 (第 113 条の 2 第 1 項関係)

(2) 出産育児交付金等に関する事項

出産育児交付金等について、1 の(1)に準じた改正を行うこと。 (第 69 条、第 73 条の 2 及び附則第 10 条関係)

(3) 出産した被保険者等に係る国民健康保険料等の免除措置に関する事項

ア 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は 4 の(2)による国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないものとする。 (第 72 条の 3 の 3 第 1 項関係)

イ 国は、政令で定めるところにより、アによる繰入金の 2 分の 1 に相当する額を負担するものとする。 (第 72 条の 3 の 3 第 2 項関係)

ウ 都道府県は、政令で定めるところにより、アによる繰入金の 4 分の 1 に相当する額を負担するものとする。 (第 72 条の 3 の 3 第 3 項関係)

(4) 都道府県国民健康保険運営方針に関する事項

ア 都道府県は、おおむね 6 年ごとに、都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。 (第 82 条の 2 第 1 項関係)

イ 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針において、次に掲げる事項を定めるものとする。 (第 82 条の 2 第 2 項関係)

(ア) 都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために必要と認める事項

(イ) 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

ウ 都道府県は、おおむね 3 年ごとに、国民健康保険法第 82 条の 2 第 2 項各号に

掲げる事項等について分析及び評価を行うよう努めるとともに、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び当該都道府県の保険料の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該都道府県の都道府県国民健康保険運営方針を変更するものとする。こと。(第 82 条の 2 第 6 項関係)

(5) 医療費適正化に関する事項

ア 連合会は、診療報酬請求書情報等の分析等を通じた医療費適正化等に努めなければならないものとする。こと。(第 85 条の 2 関係)

イ 連合会は、医療費適正化に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する業務を行うことができるものとする。こと。(第 85 条の 3 第 3 項関係)

(6) 支払基金等への事務の委託に関する事項

支払基金等への事務の委託について、1 の(3)に準じた改正を行う。こと。(第 113 条の 3 第 2 項関係)

(7) 退職被保険者等の経過措置等に関する事項

退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削除するものとする。こと。(改正前附則第 6 条から第 21 条の 5 まで関係)

(8) その他所要の改正を行う。こと。

4 地方税法の一部改正

(1) 出産育児交付金等に関する事項

出産育児交付金等について、1 の(1)に準じた改正を行う。こと。(第 703 条の 4 第 1 項及び第 3 項関係)

(2) 出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置に関する事項

市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。こと。(第 703 条の 5 第 3 項関係)

(3) 退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例に関する事項

退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例に係る規定を削除するものとする。こと。(改正前附則第 38 条及び第 38 条の 2 関係)

エ 介護サービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の収集経路の変更、支払基金の業務関連規定の整備、被保険者番号等の利用制限その他所要の規定の整備を行うものとする。 (第 118 条の 2 第 4 項、第 160 条第 2 項、第 164 条、第 165 条第 2 項、第 166 条第 4 項、第 201 条の 2、第 201 条の 3、第 205 条の 4、第 209 条の 2 及び第 211 条関係)

(6) 介護保険事業計画の見直しに関する事項

ア 市町村は、7 の(5)の力の協議の結果を考慮して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。 (第 117 条第 5 項関係)

イ 市町村及び都道府県は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に当たっては、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意するものとする。 (第 117 条第 6 項及び第 118 条第 6 項関係)

(7) その他所要の改正を行うこと。

12 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。 (附則第 1 条関係)

ア 3 の(1)の一部及び(5)、5 の(1)の一部及び(5)、6、10 並びに(2)の一部の規定 公布の日

イ 7 の(6)の一部の規定 令和 5 年 8 月 1 日

ウ 3 の(3)及び 4 の(2)の規定 令和 6 年 1 月 1 日

エ 3 の(1)の一部、5 の(1)の一部、7 の(1)の一部及び(2)から(5)まで、8 並びに 11 の(6)の一部の規定 令和 7 年 4 月 1 日

オ 7 の(6)の一部及び 9 の規定 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

カ 1 の(3)、2 の(2)、3 の(6)、5 の(6)及び 11 の(5)の規定 公布の日から起算して 4 年を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 検討

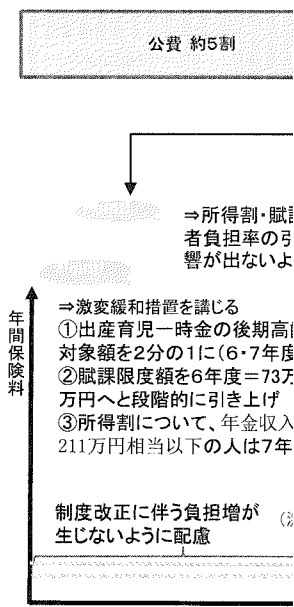
ア 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第 2 条第 1 項関係)

イ 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞ

医療保

い状況に至っている」と理解を求めた。
 後期高齢者の保険料負担率(現在給付費の11.72%)は、後期高齢者の人口変動が反映されていないため、現役世代の1人あたり支援金の伸びが

後期高齢者の保険



産前産後の保険料免除

夏頃にも政省令公布へ

改正法で規定された国保制度改革は、①出産時の保険料負担軽減②国保運営方針に基づく保険料水準の統一、医療費適正化③第三者行為求償事務の強化などがある。

①は産前産後の保険料免除制度を創設するもので、出産する被保険者の産前産後4か月分の均等割・所得割保険料を免除する。免除費用は2分の1を国庫負担し、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1を負担する。地方負担分は地方財政措置される。費用は、満年度ベースで16億円(5年度は4億円を予算計上)。1人あたり年2万7000円

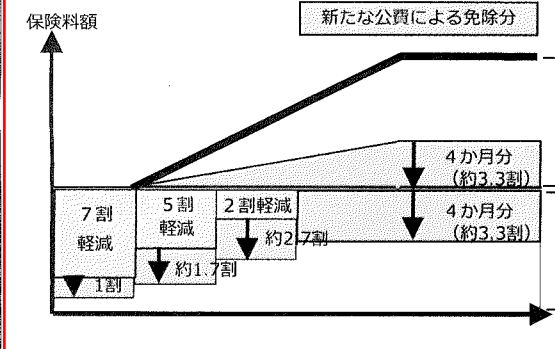
施行は6年1月1日。厚労省は国民年金制度で規定されている同様の制度を参考に詳細を詰め、夏頃に政省令などを公布することをめざしている。それを受け市町村は条例を改正する。

一方、②は国保運営方針で現在は任意記載事項の「医療費適正化の取り組みに関する事項」と「市町村が担う事務の広域化および効率的な運営の推進に関する事項」を必須記載事項化するもの。これによって医療費適正化や保険料水準の統一に向けた取り組みをさらに推進する。

また、国保運営方針の対象期間は「おおむね6年」と規定し、医療費適正化計画や医療計画などの整合性を確保する。運営方針に関する見直しは6年4月に施行する。運営方針を巡っては、3年の法改正で保険料の平準化が必須記載事項とされており、施行は6年4月。厚労省は、これらの見直しを反映させた国保運営方針策定要領を近く示す。

都道府県へ委託可能に第三者行為求償事務
 ③は、交通事故等で第三者(加害者)の行為によって負傷するなどして保険給付を受けた場合、被害の届出を受けた保険者が被害者に代わり加害

者「できる規定」のため、既に実施できる規定も整理する。



「必ず都道府県におこなうべきこと」規定ではない(厚労省幹部)。厚労省では今後、事務の委託範囲を決め、省令を改正する。また、市町村事務が円滑に実施できる規定も整理する。

「必ず都道府県におこなうべきこと」規定ではない(厚労省幹部)。厚労省では今後、事務の委託範囲を決め、省令を改正する。また、市町村事務が円滑に実施できる規定も整理する。

「必ず都道府県におこなうべきこと」規定ではない(厚労省幹部)。厚労省では今後、事務の委託範囲を決め、省令を改正する。また、市町村事務が円滑に実施できる規定も整理する。

「必ず都道府県におこなうべきこと」規定ではない(厚労省幹部)。厚労省では今後、事務の委託範囲を決め、省令を改正する。また、市町村事務が円滑に実施できる規定も整理する。

保 険 金 の 理 解 が 不 可 欠 の た め に、 保 険 者 協 議 会 へ の 医 療 関 係 者 の 参 画 を 促 進 す る こ と に し た。 厚 労 省 の 伊 原 和 人 保 険 局 長 は、 法 案 の 委 員 会 審 議 で「そ れ (医 療 関 係 者 の 参 画) に よ っ て、 よ り 実 効 的